

eDiscovery支援サービス

EY新日本有限責任監査法人

Forensic & Integrity Services (Forensics)

eDiscoveryベンダーの選定が訴訟戦略に与える影響

FRCP改正によってeDiscovery(電子証拠開示)対応が明文化された2006年以降、企業が取り扱うデータは多様化し、開示請求の対象となるデータ量も加速度的に増加しています。開示手続きを適切に実施するためには、さまざまなシステムやデータフォーマットへの実務対応に精通したeDiscoveryベンダーの選定が欠かせない要素となっています。ベンダー選定の基準を見積価格のみとした場合、ベンダーによる対応不備が訴訟の行方を左右するほどの重大な制裁につながり、企業経営にも大きなインパクトを与える恐れがあります。

EY新日本有限責任監査法人では、以下の7つの特徴を持った高品質なサービスを提供し、訴訟対応や当局調査といった失敗が許されない状況下でのリスクを低減することに貢献します。

EY Forensics 7つのコミットメント

豊富な業務経験

1



eDiscovery対応において、極めて重要となるのが担当コンサルタントの「経験」です。EY Japan Forensicsでは、日系企業のeDiscovery対応支援に関する豊富な実務経験を有するメンバーがクライアントをサポートします。

さまざまな保全対象への柔軟な対応

2



捜査機関や官公庁などにトレーニングを提供しています。さまざまなオペレーティングシステム、クラウドサービス、モバイルデバイスなどの取り扱いや解析に精通したメンバーが在籍しており、最新テクノロジーについても柔軟な保全対応が可能です。

正確なデータ処理能力

3



EY Forensicsがプロセッシングで使用しているツールは言語を問わず適切にデータを処理することができ、世界各国・地域の拠点で均一な品質維持を可能としています。また、TAR (Technology Assisted Review)を活用し、事案を円滑に進めることに寄与しています。

グローバルにワンストップ対応

4



クライアントの意思決定を支える知見と経験を有する世界各国のメンバーが、eDiscovery対応を支援するグローバルチームに参画します。これにより国内外を問わずワンストップでのサービス提供が可能です。

各国のデータプライバシー法への対応

5



EY Forensicsは世界各地にデータセンターおよびラボを有しており(裏面参照)、欧州のGDPRや中国の国家機密法など、各国のデータプライバシーに関する法令に精通したメンバーをプロジェクトにアサインすることで、各国の法令を順守した対応が可能です。

最適なレビューチームの組成

6



EYのMDR(Managed Document Review)サービスでは、事案の規模や内容に応じて常勤、非常勤のレビューアをアサインし、品質を維持しながら適切な価格でレビューを実施します。EYでは米国、インドといった主要国でもMDRチームを有しており、クロスボーダーでの対応が可能です。

作業内容の可視化

7



EY Forensicsでは、詳細な作業記録および費用の明細を開示することはもちろんのこと、会計監査業務と同様の品質管理を実施しています。担当者の独立性チェックから業務手続きレビューに至るまで、独自の品質管理への取り組みが行われています。

EY

Building a better working world

eDiscovery支援サービス対応事例

EY Japan Forensics では下記の通り、eDiscovery支援サービスおよびeDiscovery対応の技術を活用した国内外における不正調査支援を多様な業種のクライアントに提供しています。

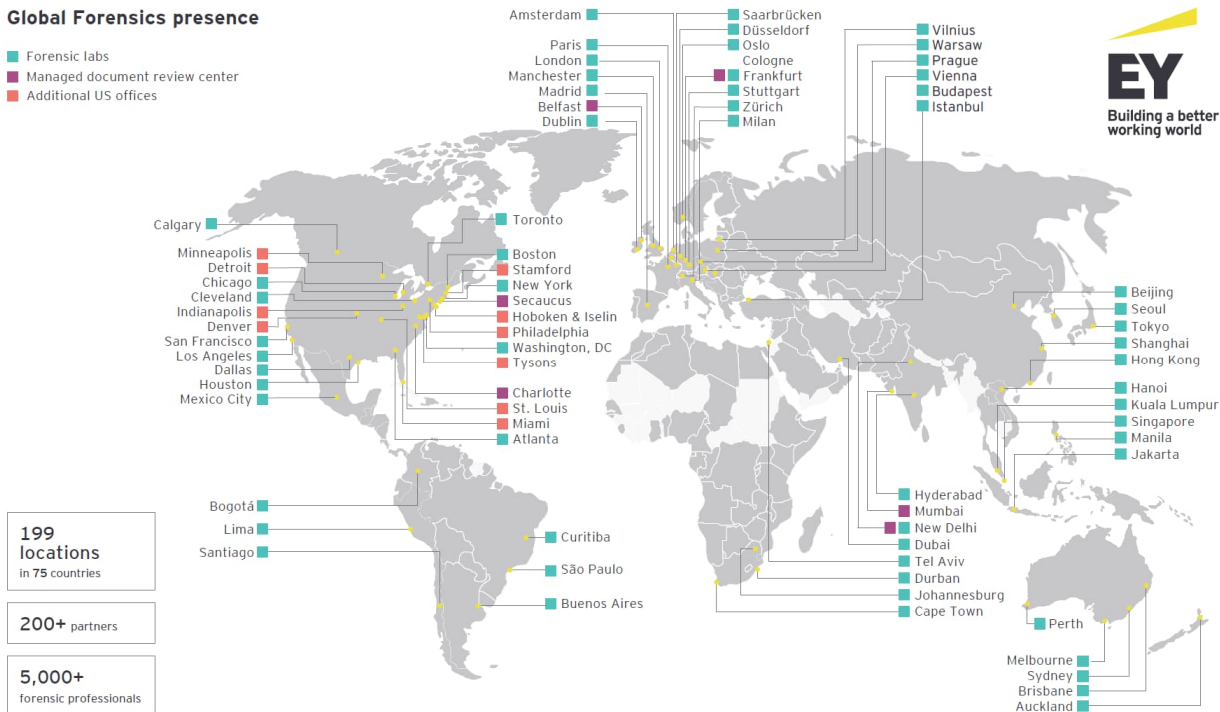
業種	概要
医療機器メーカー	米国内のDOJ調査への対応支援
電子機器メーカー	米国にて提起された米国競争法違反に関する集団訴訟への対応支援
産業機器メーカー	米国にて提起された製造物責任に関する集団訴訟への対応支援
食料品メーカー	米国にて提起された特許侵害訴訟への対応支援
製薬会社	米国にて提起された製造物責任に関する集団訴訟への対応支援
	グローバルeDiscovery対応体制の構築支援
電子機器メーカーなど多数	国内不正会計事案をはじめとした第三者委員会調査などにおける電子データ調査支援

EY Forensics Technology Team* グローバルネットワーク

* EY Forensics Technology Team とは、EY ForensicsにおけるeDiscovery支援対応、サイバー犯罪対応、FDA(Forensic Data Analytics)を専門とするチームです。

Global Forensics presence

- Forensic labs
- Managed document review center
- Additional US offices



お問い合わせ先 EY新日本有限責任監査法人 Forensic & Integrity Services (Forensics)

TEL: 03 3503 3292 Email: forensics.ediscovery@jp.ey.com https://www.ey.com/ja_jp/assurance/discovery-services

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150か国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp